令和5年度 新型コロナウイルス感染症の影響により 国民健康保険税の納付が困難な方に対する減免制度について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた世帯への支援策として、国民健康保険税の減免について、ご案内いたします。

対象世帯 1

新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を 負った世帯

対象世帯 2

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次の①から③までの全てに該当する世帯

世帯の主たる生計維持者について

- ① 事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補てんされるべき金額を控除した額)が、前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。
- ② 前年の所得の合計額が 1,000 万円以下であること。
- ③ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が 400 万円以下であること。
- ※令和3年中の所得が確認できない場合(未申告など)は減免手続きができませんのでご注意ください。令和4年度分の国民健康保険税の減免を受ける場合、「前年」は「令和3年」を指します。
- ※非自発的失業者該当(会社都合退職の事由として雇用保険を受給される方)による保険税軽減制度の対象者は、この減免制度の適用対象外となります。ただし、給与収入以外の事業収入等において上記の基準に該当する方は対象となる場合があります。
- ※「主たる生計維持者」とは、原則として「国民健康保険の世帯主」(国民健康保険の加入を問わず)を言います。
- ※「重篤な傷病」とは、1 か月以上の治療を有すると認められるなど、新型コロナウイルス感染症の病状が著しく重い場合をいいます。(証明として医師の診断書が必要です。)

減免対象となる保険税

令和4年度相当分の保険税額であって、令和4年度末に資格を取得したこと等により、 令和5年4月1日から5月31日までの間に納期限が設定されているもの。

申請期限

令和5年5月末までに申請をお願いいたします。(郵送必着)

減免額

対象世帯1 全額減免となります。

対象世帯2|

減少が見込まれる事業収入等に係る前年中の所得金額をもとに、次の計算 式により減免額を計算します。

【減免額の計算式】

対象保険税額【表 1】×減額又は免除の割合【表 2】=保険税減免額 $(A \times B / C) \times$ (d)

対象保険税額=A×B/C

A : 当該世帯の被保険者全員について算定した保険税額

世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の 所得額

(減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額)

被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険 者につき算定した前年の合計所得金額

【表2】

【表1】

世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額	減額又は免除の割合(d)
300万円以下であるとき	100%
400万円以下であるとき	80%
550万円以下であるとき	60%
750万円以下であるとき	40%
1000万円以下であるとき	20%

[※]世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止や失業等の場合には、世帯の主たる生計維持者 の前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険税額全部を減免します。

※減免決定前に納期が到来する分については、保険税を納付いただく必要があります。全 額が免除となる場合や一部減免でも減免額が大きい場合には、税額更正時に払いすぎと なっていれば、後日、還付金としてお返しいたします。なお、納期限までの納付が難し い場合は、納税課へご相談ください。(0476-20-1519)

申請方法 • 申請書類

以下の【申請書類】を揃え、保険年金課まで提出してください。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、申請の受付は**原則郵送のみ**とさせていただきます。

【申請書類】

- ①すべての申請者が必要なもの
 - 国民健康保険税減免申請書
 - 国民健康保険税 還付金振込口座依頼書
- ②世帯の主たる生計維持者が死亡した世帯 医師による死亡診断書又は警察が発行する死体検案書(死因が新型コロナウイルス感

医師による死亡診断書又は警察が発行する死体検案書(死因が新型コロナウイルス感染症であることが確認できることが必要です)

- ③世帯の主たる生計維持者が重篤な傷病を負った世帯 医師の診断書(1か月以上の治療を有すると確認できるものが必要です)
- ④世帯の主たる生計維持者の事業収入等の減少額が前年の10分の3以上である世帯
 - 収入申告書
 - ・令和3年分の確定申告書(控)や源泉徴収票など令和3年中の収入と所得が確認できるもののコピー(確定申告や住民税申告が済んでいる方も必要です)
 - ・令和3年分の確定申告書(控)や源泉徴収票など令和4年中の収入の収入が確認できるもののコピー
 - ・国、県、市から支給される各種給付金や保険金、損害賠償等により補てんされる金額がある場合には、その金額がわかるもののコピー

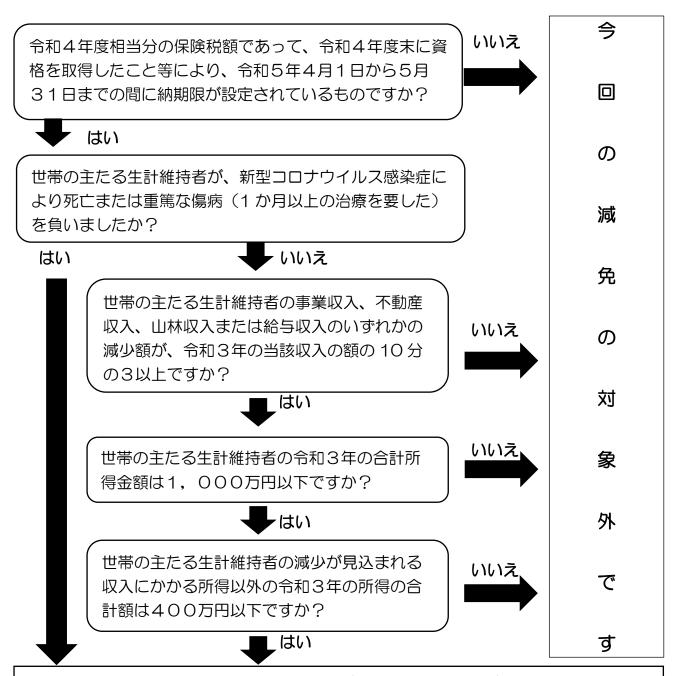
上記④のうち、世帯の主たる生計維持者が廃業や失業した世帯については、追加で下記の書類も提出してください。

- ・廃業の場合は、廃業届など公的に交付される書類であって事実確認が可能なものの コピー
- ・失業の場合は、雇用保険受給資格者証、退職証明書など退職年月日が分かるもののコ ピー

お問い合わせ

〒286-8585 成田市花崎町760番地 成田市役所保険年金課 国保資格課税係 電 話 0476-20-1526 メール nenkin@city.narita.chiba.jp

|減免対象確認用フローチャート| | 減免対象となるかご確認ください。



申請により国民健康保険税の減免が受けられる可能性があります。

3ページの「申請方法・申請書類」をご確認いただき、保険年金課まで、書類を提出してください。

- ※非自発的失業者該当(会社都合退職の事由として雇用保険を受給される方)による保険 税軽減制度の対象者は、この減免制度の適用対象外となります。ただし、給与収入以外 の事業収入等において上記の基準に該当する方は対象となる場合があります。
- ※減免決定前に納期が到来する分については、保険税を納付いただく必要があります。全額が免除となる場合や一部減免でも減免額が大きい場合には、税額更正時に払いすぎとなっていれば、後日、還付金としてお返しいたします。なお、納期限までの納付が難しい場合は、納税課へご相談ください。(0476-20-1519)